

## 1. はじめに

◆原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置の期間について、令和6年3月31日までとされていたところ、**令和7年3月31日まで延長される見込み**です。

◆本無料措置の証明書については、毎年度、更新となります。  
そのため、**現在お持ちの令和5年度用証明書については、令和6年4月1日以降、使用できなくなります。**

◆については、**本無料措置の証明書をお持ちの方々のうち、令和6年度も利用資格があるの方々については、証明書の更新手続きが必要**となりますので、次のページの「2. 令和6年度の証明書の更新に必要なお手続きと流れ」に沿ってご対応をお願いします。

※令和6年度への制度延長については、今国会で関連予算が成立することが前提となります。現時点では政府予算成立前ですが、令和6年度用証明書への切替えが円滑に進むよう、令和6年度のご利用資格確認の手続きを先行して進めることとします。

※国会で関連予算が承認が得られなかった場合は、本制度は延長されません。

## 2. 令和6年度の証明書の更新に必要なお手続きと流れ

### ステップ1：二本松市にて利用者の皆様の令和6年度の利用資格の確認

▶ 二本松市において、利用者の皆様の**令和6年度の利用資格**<sup>※1</sup>を確認します。

#### ※1 利用資格

- ・二重生活をしていること（原発事故により母子（父子）が県外等に自主避難し、父親等（母親等）が対象地域に居住し、離ればなれに生活していること）  
（対象地域：福島県中通り及び浜通り（警戒区域等を除く）または宮城県丸森町）
- ・避難する子どもの年齢が18歳以下であること

▶ 利用者の皆様におかれましては、令和6年2月1日時点の**申請者（父親等）の住所及び避難者（母子等）の避難先の住所がそれぞれ確認できる書面**<sup>※①と②</sup>の提出をお願いします。その際は、**別添「確認書」**に当該書面を添えて、別添返信用封筒にて、二本松市担当宛へご郵送ください。  
**（提出期限：令和6年3月8日（金） 当日消印有効）**

#### ①申請者（父親等）の住所確認書類

二本松市に住民票があり、住民票の住所と申請者の住所が一致している方は提出不要です。  
一致していない方は以下の書面のいずれか1つをご提出ください。

- ア) 賃貸契約書等の写し  
イ) 同居証明書  
（親類宅等にお住いの場合）  
ウ) 公共料金請求書の写し  
（電気、水道、ガス、携帯電話等）

#### ②避難者（母子等）の避難先の住所確認書類

AまたはBをご提出ください。

- (A) 避難先における住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
（入居者全員の氏名が記載されているもの）  
(B) 避難先へ住民票を移していない場合は、
- ・ア～エのいずれかの書面
    - ア) 応急仮設住宅使用許可証・貸与許可証等の写し
    - イ) 賃貸契約書等の写し
    - ウ) 同居証明書（親類宅等に避難している場合）
    - エ) 公共料金請求書の写し  
（電気、水道、ガス、携帯電話等）
  - ⊕
  - ・居住者全員のオまたはカの書面
    - オ) 就労申告書
    - カ) 就園・就学申告書

政府予算成立後の  
対応

確認書類にて  
利用資格を確認

### ステップ2：証明書の更新（新証明書の発行、既存証明書の破棄）

#### ▶上記利用資格を満たす方々

二本松市より、順次、令和6年度用の新しい証明書を発行の上、郵送します。  
お手元の令和5年度用証明書については、新証明書が届き次第、破棄をお願いします。

#### ▶上記利用資格を満たさない方々

二本松市より、順次、令和6年度以降は本無料措置をご利用いただけない旨の通知を郵送します。  
お手元の令和5年度用証明書については、破棄をお願いします。

令和6年  
3月31日まで

### ステップ3：新証明書への切替完了

※現在お持ちの令和5年度用証明書については、令和6年4月1日以降、使用できなくなりますのでご注意ください。

お問合せ先

二本松市生活環境課生活防災係  
（電話番号）0243-55-5102  
（メールアドレス）seikatsubousai@city.nihonmatsu.lg.jp